



東京、名古屋の大学へ…実家から新幹線通学！

ここ
今日も静岡市から「いってきます！」

静岡市では、
県外の大学等に新幹線を利用して通学する学生に
新幹線通学定期券の費用の一部をお貸しします。

撮影：静岡市総合政策局企画課

対 象 者：静岡市内に住所を有し、県外の大学等^{※1}へ通学する30歳未満の学生^{※2}

※1 大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程） ※2 修学期間の途中からの利用可（例：大学2年生から）

貸与金額：新幹線区間の通学定期代（1か月当たり）の2分の1^{※3}又は5万円のいずれか低い額

※3 貸与額は1,000円未満切り捨てた金額となります。

貸与期間：貸与開始から卒業までの正規の修学期間（例：4年制大学で1年生から利用する場合であれば4年間）

返還期間：貸与期間の2倍の期間以内に返還

そ の 他：卒業後、本市に市民税の所得割を完納した場合、返還免除（1年当たりの返還相当額分）します。

お問合せ

静岡市役所 総合政策局企画課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL:054-221-1240

新年度入学者の申請受付は、
3月下旬を予定しています。
詳細は右の二次元バーコード
から市ホームページをご覧ください。



遠距離大学等通学費貸与事業

● 新幹線通学定期券の費用の一部をお貸しします

- ・貸与額:新幹線区間の通学定期代(1か月当たり)
の2分の1又は5万円のいずれか低い額
- ・正規の修学期間、無利子で貸与します

● 貸与金の返還

次のいずれかに該当する場合、貸与金の返還が始まります。

- ・卒業したとき
- ・退学したときまたは条例又は規則の規定に違反したとき

● 次の場合返還が免除になります ※

- ・卒業後、静岡市に市民税の所得割を完納した場合、返還免除(1年当たりの返還相当額分)します

※ 返還免除するには手続きが必要です。詳細は静岡市企画課までお問い合わせください。

● 貸与期間終了後、次のいずれかに該当する場合は貸与金の返還が猶予されます ※

- ・就職し、引き続き静岡市内に居住する(免除候補)の場合
- ・留年・留学等により、引き続き同大学等に在学する場合
- ・大学院等に進学する場合
- ・本社や主たる事業所が静岡市内にある企業等に就職し、勤務先の都合で一時的に市外に転出する場合
- ・資格を取得後、専門的能力向上のために、一時的に静岡市外で勤務する必要があると認められる場合
- ・災害、病気その他やむを得ない理由により、貸与金の返還が困難な場合

※ 返還猶予するには手続きが必要です。詳細は静岡市企画課までお問い合わせください。

利用者の声

～学生みなさんに新幹線通学を行ってよかったことを聞きました～

- ・実家から通うことができ、安心感があった
- ・地元での就職活動が行いやすかった
- ・通学時間の有効活用ができた
 - ・早起きの習慣がついた
 - ・一人暮らしするより経済的負担が軽減できた
 - ・地元の友達と会いやすい

1. 申請に必要な書類等

- (1)遠距離大学等通学費貸与申請書(様式第1号)
- (2)遠距離大学等通学調書(様式第2号)
- (3)在学証明書又は入学証明書(学生証は不可)
- (4)申請者及び保護者の住民票の写し(続柄が表示されているもの)
- (5)新幹線通学定期券の写し

・表面二次元バーコード又は下記URLからダウンロードしてください。
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2934/s008943.html>
・ダウンロードできない場合、企画課まで御連絡ください。
(電話 054-221-1240)

2. 申請の流れ (新年度入学者の申請受付は、3月下旬を予定しています)

- (1)上記「1. 申請に必要な書類等」を全て揃えてください。

※ 新幹線通学定期券購入後、申請可能です。

- (2)窓口訪問日時を電話又は電子申請システムで予約してください。

※ 窓口は、静岡市役所静岡庁舎新館 12 階 総合政策局企画課となります。

※ 電子申請システムで予約する場合、日時の調整が必要な場合のみ連絡します。

- (3)予約日時に「1. 申請に必要な書類等」を持参の上、窓口で申請してください。



電子申請システム ↑

注意事項

- ・この事業は貸付する事業となります。申請は、できる限り利用する学生が直接お越しください。
- ・申請の受付は 30 分程度かかります。・申請にお越しの際は、公共交通機関を御利用ください。
- ※新年度の本事業の実施は、本事業を含む新年度静岡市一般会計予算の成立を条件とします。